

文化審議会答申

# 国重文に府内の3件

## 登録文化財 茶六本館など



国の文化審議会は19日、仁和寺（右京区）所有の絹本著色賢聖障子など美術工芸品3件を重要文化財に指定するよう文部科学相に答申した。また、登録有形文化財には、宮津市の旅館「茶六本館」など建造物6件が答申された。

絹本著色賢聖障子は、織田信長や豊臣秀吉に重用された絵師・狩野永徳の次男孝信の作品で、古代中国の聖人32人を描く。後水尾天皇即位後に造営された紫宸殿に置かれ、1641（寛永18）年に、仁和寺に下賜された。

ほかに、知恩院（東山区）の木造釈迦如来及両脇侍像と木造十六羅漢坐像、八瀬童子会（左京区）が所有する八瀬童子関係資料が重文に答申された。

木造釈迦如来及両脇侍像と木造十六羅漢坐像は、国宝・知恩院三門にある。指定に向けた調査で、1620（元和

6）年から翌年にかけて、慶派の流れをくむ七条仏所の康猶一門が制作したと書かれた像内銘が確認された。

八瀬童子関係資料は、八瀬村の人々に伝来した文書や装束など741点。八瀬の人々は「八瀬童子」と呼ばれ、かつては比叡山に参拝する貴族を道案内し、近年は天皇の大喪・大礼で輿を担いでいる。

登録有形文化財には、清輝楼（宮津市）、自玉手祭来酒解神社本殿（大山崎町）、山田家住宅（久御山町）の主屋と長屋門、長塚が登録される。